

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 五九
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件 五九
- 保安林の指定施業要件を変更する件二件 五九
- 道路の区域を変更する件二件 五〇
- 海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件 五二

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 五三
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件三件 五三
- 一般競争入札を行う件 五四
- 福島県警察本部 五五
- 落札者を決定した件二件 五六

告 示

福島県告示第六百二十号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十七年九月一日から平成二十八年一月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十七年九月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 （変更前）別紙書面のとおり
 （変更後）別紙書面のとおり
 変更した年月日
 別紙書面のとおり
 届出年月日
 平成二十七年六月十九日
 届出をした者
 片倉工業株式会社
 （「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
 （商業まちづくり課）

福島県告示第六百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年九月一日から同年十月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び石川町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十七年九月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
 メガステージ石川 北棟 福島県石川郡石川町長久保百三十八ほか

二 法第八條第一項の規定により石川町から聴取した意見の概要
 意見なし。
 （商業まちづくり課）

福島県告示第六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成二十七年九月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 いわき市大久町大久字中倉八六の二、八六の七から八六の一、字長曾根八五の二、八五の四、八五の五、字小萱七一の二、字番屋七〇の二、七〇の三から七〇の三九まで、七〇の四九から七〇の五五まで、字かしの花六五の二、六五の四七から六五の五四まで、字釜石九二の一、九二の三から九二の三二まで、九二の三四から九二の四二まで、九二の四五から九二の四九まで、字石ノ本八〇の二、八〇の五

- 二から八〇の六二まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市大久町小久字成沢七一から七三まで、七三の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
双葉郡川内村大字下川内字菅ノ沢一四の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

- (一) 字菅ノ沢一四の一(次の図に示す部分に限る。)
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第六百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本 松金屋線	郡山市安原町字前三三 番一地从先から 同 市安原町字前一〇 三番一地从先まで	変更前	九・二〇	一五八・五
		変更後	九・九〇	一五八・五

(道路計画課)

福島県告示第六百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員	延 長
変更後	敷地の幅員	延 長	長

福島県告示第六百二十六号

海岸保全区域として指定する件（昭和四十八年福島県告示第千二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

県道釜子 金山線	白河市東形見字水境四 二番一六地先から	変更前	七・五〃	二五八・〇
	同 市表郷八幡字大山 下七四番一地先まで	変更後	七・五〃 二五・九	二五八・〇
		の別	(メートル)	(メートル)

(道路計画課)

一 基点及び補助点の位置（公共座標第Ⅸ座標系）

基点1	X	一八五〇一・八三二	Y	一〇四五〇八・五二五
基点2	X	一八五〇九・〇七四	Y	一〇四九三・九二〇
基点3	X	一八五〇九八・四九五	Y	一〇四八九・一九〇
基点4	X	一八五〇九二・四五一	Y	一〇四七三・八〇一
基点5	X	一八五〇八五・四二七	Y	一〇四五〇・六七八
基点6	X	一八五〇七八・九五五	Y	一〇四五二・二三一
基点7	X	一八五〇五二・六〇五	Y	一〇四三七・〇九一
基点8	X	一八五〇三六・七四一	Y	一〇四三五・四九九
基点9	X	一八五〇三六・一二九	Y	一〇四四四・三一二
基点10	X	一八五〇三二・八二七	Y	一〇四四四・〇八二
基点11	X	一八五〇二六・二二二	Y	一〇四四四・四六七
基点12	X	一八五〇二二・九六四	Y	一〇四四五・〇七八
基点13	X	一八五〇〇九・〇四八	Y	一〇四四七・二六六
基点14	X	一八五〇〇六・八二七	Y	一〇四四七・六一六
基点15	X	一八四九九五・七六六	Y	一〇四四八・七九八
基点16	X	一八四九九〇・五六八	Y	一〇四四九・一九八
基点17	X	一八四九八五・四五九	Y	一〇四四九・五四四
基点18	X	一八四九八〇・四〇五	Y	一〇四四九・三六五
基点19	X	一八四九七五・三五一	Y	一〇四四一・一八六
基点20	X	一八四九七〇・三九五	Y	一〇四四二・四七五

基点21	X	一八四九六四・四九二	Y	一〇四五四・〇二二
基点22	X	一八四九五八・五九六	Y	一〇四四五・五八九
基点23	X	一八四九五二・九三七	Y	一〇四四五・一〇四
基点24	X	一八四九四七・五〇二	Y	一〇四四九・二八七
基点25	X	一八四九四六・五五三	Y	一〇四四九・六七四
基点26	X	一八四九四四・八二三	Y	一〇四四六・三六七
基点27	X	一八四九四二・〇六八	Y	一〇四四一・四七一
基点28	X	一八四九三六・九三三	Y	一〇四四四・二九二
基点29	X	一八四九三五・六四三	Y	一〇四四六・〇〇〇
基点30	X	一八四九三三・四二八	Y	一〇四四六・八三一
基点31	X	一八四九二五・九六一	Y	一〇四四七・四九七
基点32	X	一八四九二二・八七一	Y	一〇四四七・六九四
基点33	X	一八四九二〇・八八六	Y	一〇四四七・九二〇
基点34	X	一八四九一〇・一五八	Y	一〇四四七・八三〇
基点35	X	一八四九一〇・一五八	Y	一〇四四七・八三〇
基点36	X	一八四九一四・五九二	Y	一〇四四七・一四一
基点37	X	一八四九一〇・五〇三	Y	一〇四四六・六二七
基点38	X	一八四九〇八・三七二	Y	一〇四四六・五七五
基点39	X	一八四九〇四・九一四	Y	一〇四四六・五一八
基点40	X	一八四九〇一・四六三	Y	一〇四四六・六二〇
基点41	X	一八四八九五・〇四二	Y	一〇四四六・八〇九
基点42	X	一八四八八八・六六二	Y	一〇四四七・五四四
基点43	X	一八四八八三・七五五	Y	一〇四四七・一一〇
基点44	X	一八四八七四・〇三七	Y	一〇四四七・八八二
基点45	X	一八四八六九・二四七	Y	一〇四四七・〇八五
基点46	X	一八四八五六・四八四	Y	一〇四四七・一六五
基点47	X	一八四八五二・〇四五	Y	一〇四四七・三七九
基点48	X	一八四八四三・五五二	Y	一〇四四七・〇七〇
基点49	X	一八四八三六・四六三	Y	一〇四四七・四一七
基点50	X	一八四八二九・三二二	Y	一〇四四七・七五九
基点51	X	一八四八二二・一五八	Y	一〇四四七・〇四三
基点52	X	一八四八〇七・七六八	Y	一〇四四七・六二二
基点53	X	一八四八〇四・九七三	Y	一〇四四七・七六八
基点54	X	一八四七八〇・七一	Y	一〇四四七・八九一
基点55	X	一八四七七七・八九一	Y	一〇四四七・四八五
基点56	X	一八四七七五・三八一	Y	一〇四四七・九九八
基点57	X	一八四七七五・一九九	Y	一〇四四七・〇七一
基点58	X	一八四七七七・九七〇	Y	一〇四四八・九二六
基点59	X	一八四七七六・六七一	Y	一〇四四八・四四六

基点60	X	一八四七六八・八二〇	Y	一〇四四八四・五八七の点
基点61	X	一八四七六二・九二八	Y	一〇四四八六・九四六の点
基点62	X	一八四七五三・二二六	Y	一〇四四九〇・八二九の点
基点63	X	一八四七二四・四六六	Y	一〇四五〇二・三四〇の点
基点64	X	一八四七一八・九〇八	Y	一〇四五〇四・五六五の点
基点65	X	一八四七一三・六〇四	Y	一〇四五〇七・三四〇の点
基点66	X	一八四七一〇・三三一	Y	一〇四五〇九・〇五二の点
基点67	X	一八四七〇七・一七一	Y	一〇四五一〇・九六七の点
基点68	X	一八四七〇五・二二二	Y	一〇四五一二・一五四の点
基点69	X	一八四七〇三・〇七二	Y	一〇四五一三・五六六の点
基点70	X	一八四七〇〇・四六二	Y	一〇四五一五・二八九の点
基点71	X	一八四六九七・八二八	Y	一〇四五二一・七七一の点
基点72	X	一八四六九五・七七四	Y	一〇四五二一・四一〇の点
基点73	X	一八四六九三・七三四	Y	一〇四五二二・七七五の点
基点74	X	一八四六九〇・九八五	Y	一〇四五二四・九六一の点
基点75	X	一八四六八九・一一〇	Y	一〇四五二六・五七四の点
基点76	X	一八四六八六・八七〇	Y	一〇四五二七・五八五の点
基点77	X	一八四六六四・七五〇	Y	一〇四五三三・八八〇の点
基点78	X	一八四六一六・七七七	Y	一〇四五四七・九七二の点
基点79	X	一八四五九三・六二五	Y	一〇四五五四・七七二の点
基点80	X	一八四五八九・三六八	Y	一〇四五五四・四六七の点
基点81	X	一八四五五四・一一二	Y	一〇四五五五・七九三の点
基点82	X	一八四五三九・三五一	Y	一〇四五五四・二七二の点
基点83	X	一八四四〇六・七〇二	Y	一〇四五九六・八五九の点
基点84	X	一八四三八三・七七七	Y	一〇四六一四・六三八の点
基点85	X	一八四〇九四・九七二	Y	一〇四六九三・七九五の点
基点86	X	一八三九七五・一〇七	Y	一〇四七五四・六一五の点
基点87	X	一八三六九八・一三四	Y	一〇四八三八・一〇九の点
基点88	X	一八三三五〇・九六六	Y	一〇四八八八・六五二の点
基点89	X	一八三〇一七・九七九	Y	一〇四九一九・八七〇の点
基点90	X	一八二九〇七・〇〇二	Y	一〇五〇七九・八三九の点
基点91	X	一八二八七一・六〇三	Y	一〇五〇七五・六四二の点
基点92	X	一八二八二一・六一三	Y	一〇五〇八九・五六一の点
基点93	X	一八二七二三・六三五	Y	一〇五〇六二・一六三の点
補助点1	X	一八二五四七・七四六	Y	一〇五一一〇・八・五七九の点
補助点2	X	一八二四七三・九五六	Y	一〇五二一三・九六三の点
補助点3	X	一八二五一八・〇二九	Y	一〇五二三九・四〇九の点
補助点4	X	一八二七二二・六三二	Y	一〇五一四四・〇〇二の点
補助点5	X	一八二八一三・九八一	Y	一〇五一六〇・一一二の点

補助点6	X	一八二九二七・〇八三	Y	一〇五一六二・七八四の点
補助点7	X	一八三〇三八・三六一	Y	一〇五〇八九・六〇〇の点
補助点8	X	一八三三三一・九四九	Y	一〇五一二七・三八八の点
補助点9	X	一八三五三八・三八七	Y	一〇五〇二五・九六一の点
補助点10	X	一八四三六三・六〇三	Y	一〇四七四七・一八一の点
補助点11	X	一八四四八七・四一九	Y	一〇四八二四・五五三の点
補助点12	X	一八四九一一・四三二	Y	一〇四七〇六・九六六の点
補助点13	X	一八五一四八・〇〇八	Y	一〇四七五二・九五三の点
補助点14	X	一八五一〇七・七五〇	Y	一〇四五六九・三〇八の点

二 区域

北泉大磯地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、基点35、基点36、基点37、基点38、基点39、基点40、基点41、基点42、基点43、基点44、基点45、基点46、基点47、基点48、基点49、基点50、基点51、基点52、基点53、基点54、基点55、基点56、基点57、基点58、基点59、基点60、基点61、基点62、基点63、基点64、基点65、基点66、基点67、基点68、基点69、基点70、基点71、基点72、基点73、基点74、基点75、基点76、基点77、基点78、基点79、基点80、基点81、基点82、基点83、基点84、基点85、基点86、基点87、基点88、基点89、基点90、基点91、基点92、基点93、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6、補助点7、補助点8、補助点9、補助点10、補助点11、補助点12、補助点13及び補助点14を順次直線で結んだ線並びに補助点14と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域(保安林を除く。)

(河川計画課)

公 告

公告第二百六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年九月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十三日

二 名称

特定非営利活動法人福島放射線腫瘍研究会

三 代表者の氏名
鈴木 義行

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市本町六番五号D'グラフィオートM-Z A本町一〇〇一

五 定款に記載された目的
この法人は、福島県、及び、その周辺地域において、がん患者がより良い放射線治療を受けることが可能となるよう、福島県内における放射線治療専門医の育成と、医系学生や医療に関わる全職種（医師、看護師、技師、など）に対する放射線治療に関する知識の向上を支援することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第二百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画一団地の住宅施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第

一項の規定により、二本松市から二本松本宮都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第210号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年9月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 旋盤 19式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年3月22日（火）
- (4) 納入場所 福島県立福島工業高等学校ほか計4校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年9月30日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年9月1日（火）から同月30日（水）まで（土曜日、日曜日及び同月21日から同月23日までを除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年9月9日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年10月19日（月）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年10月16日（金）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lathe 19sets
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 19 October 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 16 October 2015
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

福島県警察本部公告第80号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年9月1日

福島県警察本部長 石 田 勝 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
交番・駐在所等ネットワークシステム機器（214拠点） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年6月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
61,689,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年5月15日

（会 計 課）

福島県警察本部公告第81号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年9月1日

福島県警察本部長 石 田 勝 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
集合教育用運転シミュレータ装置（四輪車） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年7月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱電機クレジット株式会社 東京都品川区大崎一丁目6番3号
- 5 落札金額
57,153,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年6月16日

（会 計 課）